



2022年5月24日

各位

東京都港区芝浦一丁目2番3号
JFEシステムズ株式会社
代表取締役社長 大木 哲夫
(コード番号) 4832 東証スタンダード市場
(問い合わせ先) 総務部長 高橋 学
(電話番号) 03-5418-2400(代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月23日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、2022年6月24日開催予定の当社第39回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 変更の理由

(1) 株主総会資料の電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第13条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ② 変更案第13条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ③ 変更案第13条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 取締役の任期の変更

株主の皆様からの信任の機会増加によるコーポレート・ガバナンスの一層の強化及び期間業績に対する経営責任の明確化等を目的に、取締役の任期を2年から1年に短縮するものであります。また、これに伴い任期調整の規定を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現行定款	変更案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第13条 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	<削除>

<p><新規></p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>② 補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><削除></p>
<p><新規></p>	<p>(附 則)</p> <p><u>1. 現行定款第13条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第13条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第13条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 2022年6月24日

定款変更の効力発生予定日 2022年6月24日

以上